

平成十九年十月三十日受領
答弁第一三六号

内閣衆質一六八第一三六号

平成十九年十月三十日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの利用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの利用に関する質問に
対する答弁書

一及び四について

御指摘のマイレージは、航空会社が旅客に対して搭乗距離に応じて計算するポイント数に基づき、航空会社が提供するサービスの名称であるが、外務省として、その内容を把握する立場にはなく、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。なお、一般に犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づき判断すべきものであると考えている。

二について

外務省において確認した範囲では、御指摘の週刊誌の記述にある「局長」の発言については確認されておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

御指摘の点については関係する情報を取りまとめた資料が存在せず、また、新たに調査を行うことは膨大な作業を必要とすることから、お答えすることは困難である。